

## 第4章 先導的に取り組むプロジェクト

「第3章 みんなで取り組むこと」をすすめるうえでの先導的な役割を担うよう、市が呼びかけ役となって積極的かつ重点的に取り組むプロジェクトを、つぎのように定めます。

これらは、堺市総合計画や健康福祉分野の個別計画をはじめとする関連計画等とも整合性を図りながら、年度ごとの予算に反映させて事業化を図り、推進していきます。もちろん、それぞれの事業は、この計画の重点目標である「参加と協働」の視点にたって、市民・団体、事業者等のみなさんと協力して実施と評価を行っていきます。

### 【先導的に取り組むプロジェクトの一覧】

1. 「地域生活を支えるしくみ」を構築するためのプロジェクト
  - (1) 各エリアでのネットワーク会議の再構築とボトムアップのしくみづくり
  - (2) 「地域生活を支えるしくみ」づくりを推進するキーパーソンの配置とバックアップの体制づくり
  - (3) 身近な地域で相談でき、支援しあえる地域づくり
  
2. 地域福祉を多様な協働ですすめるためのプロジェクト
  - (1) 協働の企画・実施・評価の各段階での協議の場づくり
  - (2) 市民と行政の協働プロジェクトの推進
  - (3) 市民のパワーを活かした「堺らしい協働」の推進
  
3. 支援が必要な人の権利擁護やエンパワメントをすすめるためのプロジェクト
  - (1) 災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくりの推進
  - (2) 弱い立場に置かれがちな人の権利を守るしくみづくりの推進

# 1. 「地域生活を支えるしくみ」を構築するためのプロジェクト

## (1) 各エリアでのネットワーク会議の再構築とボトムアップのしくみづくり

### 【基本的な考え方】

この計画の重点目標である「地域で生活していくうえでの福祉的な課題を、地域に関わるさまざまな人々が協力して、身近なところで解決するしくみ」を実現するには、地域生活支援に関わる人々が情報を共有し、それぞれの特長を活かして役割を分担しながら協力して活動・事業をすすめていくための話し合いが効果的に行われることが、まず重要です。

堺市では、福祉的な課題に対応するための関係者の会議が、必要に応じて分野や地域ごとにすでにたくさん行われています。これらの実績を活かしながら地域生活支援の視点で再構築していくことで、さまざまなニーズに横断的に対応するとともに、課題に応じて適切なエリアで検討しながら、効果的な支援のしくみづくりや施策化にもつないでいけるしくみを確立します。

### 【具体的に取り組む事項】

- ・日常生活圏域であるとともに、地域のさまざまな活動の基本的なエリアである小学校区で、地域生活支援に関わる人々や団体が校区内の情報を交換し、福祉課題を共有する場として、「(仮称) 会議」を行うよう、自治連合会、校区福祉委員会、民生委員児童委員会等と協力して取り組みます。
- ・問題が複雑で、専門機関等との連携や支援が必要な課題への対応を地域に密着してすすめるために、コミュニティソーシャルワーカーがコーディネーター役を担って、複数小学校区ごとに「(仮称) 会議」検討会議を立ち上げます。
- ・小学校区や複数小学校区での取り組みを支援するとともに、地域のニーズに対応した社会資源を開発していくために、各区ごとに「(仮称) 」会議を開催します。この会議は、分野別などで行われているネットワーク会議と連動し、それらを横につないで多様なニーズに対応した支援をすすめることをめざします。
- ・各エリアでの話し合いなどでの課題を集約し、堺市全体の「地域生活支えるしくみ」をすすめていくうえでの検討・検証や、施策への反映をすすめるための企画・調整を行うために、全市的な検討の場として「(仮称) 会議」を設置します。

## (2) 「地域生活を支えるしくみ」づくりを推進するキーパーソンの配置とバックアップの体制づくり

### 【基本的な考え方】

「地域生活を支えるしくみ」は、私たちが地域で生活していくうえでの課題を地域のさまざまな力をあわせて支援していくことをめざしたものですので、それらをいかに的確につなぐかがもっとも重要なポイントです。そのためのつなぎ役となるキーパーソンがコミュニティソーシャルワーカーです。

地域生活支援は、地域のさまざまな課題をつかみ、その人の立場にたって必要な支援に的確につなぐことから始まりますが、適当な支援が見つからなかったり、連携することが難しい場合も少なくありません。そのようなときに、コミュニティソーシャルワーカーは緊急のニーズに対応しながら、各エリアでの話しあいなどを通じて支援できるしくみをつくるようはたらきかけ、施策化も含めて地域生活を支えるしくみをつくっていきます。これらの役割を各エリアの特性に応じて効果的に担っていくよう、専門職を配置するとともに、それらを支援する体制を構築します。

### 【具体的に取り組む事項】

- ・「地域生活を支えるしくみ」をつくっていくうえでのキーパーソンとなるコミュニティソーシャルワーカーを、各区と複数小学校区ごとに、社会福祉協議会や在宅介護支援センター等に配置します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーは、既存のサービス等では対応が難しい生活課題を抱えている人を個別に支援しながら、地域生活支援に関わる人々や団体・機関等のネットワーク化を図り、適切な支援ができる体制をつくります。
- ・高齢者・障害者・児童といった分野にまたがる複雑多岐なニーズに対応できるよう、コミュニティソーシャルワーカーへの研修を継続的に行うとともに、スーパーバイザーの指導・助言を得ながら事例検討や連絡調整会議を実施します。
- ・地域に密着した活動をすすめていけるよう、社会福祉協議会と連携して、コミュニティソーシャルワーカーと地域との関係づくりの支援や、連携した支援の基盤となる福祉コミュニティづくりを推進します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーが相談支援を行う機関等と的確に連携し、「地域生活を支えるしくみ」の機能を強化していけるよう、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の再編についても検討します。

### (3) 身近な地域で相談でき、支援しあえる地域づくり

#### 【基本的な考え方】

地域生活への支援をすすめるうえでは、支援のニーズにいち早く気づき、専門機関等とも連携しながら、住民どうしのよさを活かしてきめ細かく、あたたかい支援を行う地域の力がとても重要です。

堺市では、小学校区ごとに校区福祉委員会が設置され、自治連合会や民生委員児童委員会をはじめとする関係団体等と協力して、いきいきサロンや見守り声かけ訪問をはじめとした、地域の状況に応じた地域福祉活動が行われています。

こうした取り組みの実績と地域に根ざしたネットワークの力を活かし、地域生活支援の基盤となる福祉コミュニティづくりを一層推進するとともに、地域で生活していくうえでの福祉的な課題の解決に向けて、住民ならではの力を活かして支援しあう活動を広げていくよう、推進していきます。

#### 【具体的に取り組む事項】

- ・身近な小学校区での地域福祉活動を推進する校区福祉委員会への補助金を、地域の状況等に応じて使いやすいしくみにするなどして、地域での福祉課題の解決に向けた活動を推進します。
- ・地域の身近な相談窓口である「校区ボランティアビューロー」の設置を促進するとともに、相談にあたる人たちが自信をもって活動できるよう、知識や技術を高めるための支援を充実します。
- ・介護が必要だったり、引きこもりなどのために「校区ボランティアビューロー」等の相談窓口に来にくい人などのお宅を訪問し、話し相手になりながらニーズを聞く「(仮称)お元気ですか訪問活動」を推進します。

## 2. 地域福祉を多様な協働ですすめるためのプロジェクト

### (1) 協働の企画・実施・評価の各段階での協議の場づくり

#### 【基本的な考え方】

地域福祉は地域の多様な力を活かすことで広がるものであり、「協働」という言葉も古くから使われ、さまざま活動や事業で実践されてきました。一方、地域福祉の考え方が広がり、地域の暮らしに関わるさまざまな団体、事業者、行政等の協働がすすむなかで、協働の目的や手法、成果に対する評価などについて、意識の違いなども見られるようになってきました。より効果的な協働をすすめるうえで、活動や事業を企画し決定する段階、実施する段階、成果を評価し次の取り組みにつないでいく段階で、協働する主体どうしが対等な立場できちんと協議する場をつくっていくことが求められています。

このような協議の場をつくっていくよう、市民と行政の協働して行う事業での取り組みをすすめるとともに、市民どうしでの取り組みを支援します。

#### 【具体的に取り組む事項】

- ・市民と行政の協働事業について、「企画」、「実施」、「評価」の各段階できちんと協議し、お互いの特長を活かした協働をすすめていけるよう、まず、この地域福祉計画に関連する事業について、一連の協議を試行的に推進し、結果を検証しながら標準化モデルをつくっていくよう取り組みます。
- ・市民と行政が協働して「新たな公」の力を大きくしていくよう、その重要な担い手であるNPO法人等と協働事業を実施している市の部局が定期的に協議を行っていくを通じて、信頼や協力関係を強化していきます。

### (2) 市民と行政の協働プロジェクトの推進

#### 【基本的な考え方】

堺市では、まちづくりの基本姿勢のひとつに「公民協働」を位置づけ、市民と行政が協働した事業を積極的に展開しています。こうした状況をふまえつつ、すべての市民の暮らしに関わる課題である地域福祉の分野で、より市民が主体的に関わる協働事業を推進するよう取り組みます。

この地域福祉計画に基づく協働事業では、前項で掲げた「企画」、「実施」、「評価」の各々の段階における協議はもちろん、市民がすでに取り組んでいる活動や、これからしたいと思う提案などを活かしたプロジェクトも積極的に実施し、支援の対象となる人なども含めて市民がより主体的に関わる協働を推進していきます。

#### 【具体的に取り組む事項】

- ・市民・団体等から「市民の力を活かして行政と行いたい協働事業」の提案を受けて実施に移していけるよう、しくみやルールを研究するとともに、試行的な取り組みなどをすすめます。
- ・シニア世代の人々の力を活かした地域福祉を推進するよう、「(仮称)シニア堺市民大学」などの協働事業を、市が実施している事業とも関連づけながら、元気なシニア層の市民等との協働プロジェクトとして推進します。

### (3) 市民のパワーを活かした「堺らしい協働」の推進

#### 【基本的な考え方】

私たちのまち堺は、古代、中世、現代のそれぞれで常に新たな時代を切り拓いてきた歴史をもっています。市民はそうした風土に培われた「自由と自治」の精神を受け継ぎ、地域活動、ボランティア・市民活動、支援を受ける立場にもある当事者活動などが積極的に行われています。

こうした市民のパワーを活かした「堺らしい協働」の力で地域福祉をいっそう推進していくよう、多様な市民の活動を集約し、協働できるしくみをつくります。

#### 【具体的に取り組む事項】

- ・地域福祉の推進をめざして活動している地域の団体、ボランティア団体、NPO法人、当事者団体（福祉的な課題を抱える人々の団体）の状況を把握するとともに、各エリアで推進していくネットワーク会議への参加をすすめるなどしながら、それぞれの特長を活かした協働を推進します。
- ・堺市の地域福祉のひとつの特色でもある当事者団体の力を活かした取り組みを推進するよう、当事者団体や地域とのつなぎ役を担う社協等と連携して取り組みます。また、これまで地域での活動や活躍の場が少なかった当事者の人たちが参加できるよう、呼びかけや支援をすすめます。
- ・団体の主体性、専門性、当事者性などを活かした活動とお互いの協働をすすめることで、地域の福祉力を高めていくよう、市や社協がコーディネーターの役割を担います。
- ・地域福祉の推進に関して先進的な活動や事業を行っている団体等の意見を活かして、この地域福祉計画の推進を図っていくよう、積極的に受け入れます。

### 3. 支援が必要な人の権利擁護やエンパワメントをすすめるためのプロジェクト

#### (1) 災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくりの推進

##### 【基本的な考え方】

だれもが地域で安心して暮らし続けることをめざす地域福祉のなかで、命に関わる安全を守ることは、最も基本的な課題です。南海・東南海地震等の震災をはじめさまざまな災害の危険性が高まっているなか、災害時に弱い立場に置かれがちな人々が安全に避難できるよう支援するしくみづくりは緊急の課題となっています。

特に迅速な対応が求められる災害時の支援は、身近な地域に根ざした地域福祉の力が最も効果的に発揮できる場面です。しかし、いざというときに支えあうには、平時からつながりを持ち、お互いに知りあっていることが不可欠です。誰にも関わる問題である災害をテーマとすることで、地域福祉への関心を広げながら、みんなが安全に避難できるよう支えあうしくみづくりを推進します。

##### 【具体的に取り組む事項】

- ・災害時に支援が必要な人を支えるしくみを、地域の実情に応じてつくっていくよう、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を活用した取り組みを支援します。
- ・災害時に支えあえる関係をつくっていくことも意識しながら、小地域ネットワーク活動や「(仮称)お元気ですか訪問活動」等を通じて、支援が必要な人の把握やつながりづくりをすすめていくよう推進します。

#### (2) 弱い立場に置かれがちな人の権利を守るしくみづくりの推進

##### 【基本的な考え方】

地域福祉は、だれもが地域で安心して暮らしていくという、いわば人としてあたりまえの権利を守るよう支援する取り組みです。したがって、この地域福祉計画の推進をはじめ、地域福祉に関わるすべての取り組みは、弱い立場に置かれがちな人の権利を守ることを基本としてすすめていくものです。

あわせて、判断能力が低下するなど、自らの権利を守るうえで特に支援が必要な人を支えるために、成年後見制度による支援や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）などが行われています。今後、高齢化のいっそうの進行などによって増加するニーズに的確に対応していくよう、専門機関や市民等とも連携して取り組んでいくためのしくみづくりを推進します。

**【具体的に取り組む事項】**

- ・ 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が低下した人の権利擁護と、日常生活の支援をすすめるよう、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の担い手の確保や養成を、事業を実施する社協と協力して推進します。
- ・ 成年後見制度の活用などによる権利擁護を推進するよう、関係機関等と連携して、制度の利用促進や後見活動への支援等を行う中核的なセンターの設置をめざします。